7　その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項

項目	確保措置の内容
サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備	□現在及び計画期間中の市場動向又はその見込みを踏まえた計画である。
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）や国内関係法令の適切な遵守	□外国為替及び外国貿易法や特定重要物資等の安定供給を図る上で遵守すべき国内関係法令を遵守する。
事業継続計画の策定	□ＢＣＰを策定している。
本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めた際の報告体制の構築	□本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたとき、その概要及び取組に対する影響等を経済産業大臣に報告する体制を構築している。 （具体的な措置）※自由記載
特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し対策を実施するための社内の体制の整備状況	（例） ・サプライチェーン上の人権や環境等のリスクについて、自組織内で適切な検討・対策を実施している。
取組の実施に際して自組織内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点からの、組織の実情・規模に応じた対策の措置状況	（例） ・サイバーセキュリティが適切に確保されるよう、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構(IPA)）又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（IPA）や脆弱性診断の結果等を踏まえ、〇0,0 〇、〇〇等の対策を講じている。
その他取組方針への適合性に関する事項（注３）	（例） ・〇〇を通じて地域経済への貢献や雇用創出効果が見込まれる。 ・〇〇等の育成・確保のための取組を行っている。

（注１）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。
（注２）確保措置の内容欄の「□」にチェックを入れるほか、具体的な措置については必要に応じて記載すること。
（注３）本申請に係る特定重要物資の安定供給確保取組方針第３章において、人材育成・確保や地域経済への貢献等の要件が課されている場合はそれらの事項について記載すること。

8　取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

・需給ひっ迫時の対応	□平時を上回る特定重要物資等の生産、平時の在庫又は備蓄の全部又は一部の放出等の需給がひっ迫した場合に実施する特定重要物資等の供給に関する措置を実施する。 （具体的な措置）※自由記載
	（例） ・〇〇（品目名）の供給量増加のため、計画に基づき新たな施設整備を行うが、需給がひっ迫した場合においても必要な量を供給するための在庫を確保するため、上記施設における在庫水準の維持・向上に必要な追加的な設備投資を次年度以降に行うこととしている。
・供給能力又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発等	□取組の実施により確保する供給能力又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供能力を維持又は強化するため、継続的な設備投資又は研究開発等を実施する。 （具体的な措置）※自由記載 （例） ・計画に基づき実施する〇〇（品目名）の生産に必要な設備投資によって得た供給能力の維持・向上等のため、次年度以降も継続的な設備投資を行うこととしている。 ・計画に基づき実施する〇〇（品目名）の供給に不可欠な〇〇（役務名）を提供するために必要な設備投資によって得た役務の提供能力の維持・向上等のため、次年度以降も継続的な設備投資を行うこととしている。 ・計画に基づき実施する〇〇（品目名）の安定供給確保のため、〇〇（役務名）に代わる新たな役務の研究開発を行うこととしている。

（注１）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。
（注２）令第１条第８号に掲げる特定重要物資に係る申請者にあっては、「需給ひっ迫時の対応」の記載は要さない。

9　免許等の取得又は申請の状況

（注１）　取組を実施する上で、他の法令（外国の法令を含む。）の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類するその他の行為（以下「免許等」という。）を必要とするものである場合には、その免許等の取得又は申請の状況について記載すること。ただし、外国の法令の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類する行為については、外国において取組を実施する場合における当該取組を実施する国の法令の規定によるものを有する必要がある場合に限り、記載すること。
（注２）　免許等を受けていることを証する書面若しくはその免許等の取得若しくは申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面を提出すること。

１０　申請者の営む業種における競争の状況（複数の事業者による申請を行う場合）